# 学校・園における

## 地震(津波)対応マニュアル

~ 地震(津波)から大切な命を守るために~



和泉市教育委員会

## 「学校・園における地震(津波)対応マニュアル」を作成しました

和泉市教育委員会では、このたび、東日本大震災により明らかになった課題を踏まえ、地震(津波)が発生した場合を想定し、各学校園での具体的な対応方策を定める際に活用することを目的として、留意事項をとりまとめた「学校園における地震(津波)マニュアル」を作成しました。

#### 本マニュアルの主な内容は、次のとおりです。

各学校園の地域特性や子どもの実態に応じた地震(津波)に関する防災計画や対応マニュアルを策定する場合に盛り込むべき事項

日頃から子どもたちへ指導しておく内容など、防災教育を進める上で留意すべき事項 早朝、和泉市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は臨時休校とすること、子ども たちが在校中に発生した場合は安全な状況下で保護者に引き渡せるまで学校で保護 することと定め、予め保護者に伝えておくべき事項

地震が発生した場合に子どもの生命・安全を守るため、学校園での待機と保護者への 引渡し方法

## 目次

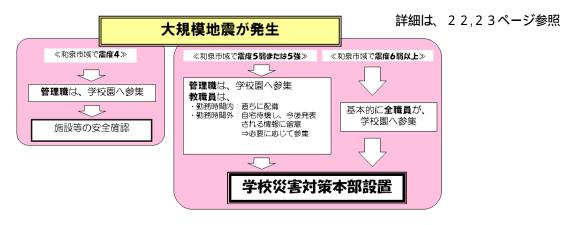
1	地震発生にそなえて日頃から留意すべき事頃・・・・・・・	-	3	-	
(	(1)学校防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- - -	3 5 6 6 8 9	- - -	
2	2 地震が在校中に発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・			3 -	
	指示・確認内容(A)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	1	4 -	
3	3 地震が登下校中に発生した場合・・・・・・・・・・・・・・				
	指示・確認内容 ( C )・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	1	9 - 9 -	
4	4 震度 6 弱以上の地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合・・・	-	2	0 -	
	指示・確認内容(E)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	2	0 -	-
5	5 津波を想定した避難について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	2	1 -	_
6	5 被害状況の報告及び教職員の動員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	2	2	
7	7 学校園再開に向けての対応・・・・・・・・・・・・・・・・	-	2	5 -	
	学校給食再開に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	2	6 -	
	教育委員会への報告 (地震発生直後から当面の間 使用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	2	7 -	
	教育委員会への報告 (授業再開に向けての対応時に使用)・・・・・・・・・	-	2	8 -	
	避難所開設にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	2	8 -	

## 1 地震発生にそなえて日頃から留意すべき事項

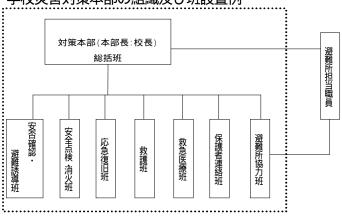
学校防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定めておくことが必要である。また、地震発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制等について考慮しておくことが大切である。

#### (1) 学校防災体制の整備

- (ア) 災害の種類や程度、発生時刻、場面等に対応した教職員の役割等を明確にした学校災害対策本部を組織化しておくとともに、家庭や関係機関等との連絡体制を整備する。
- (イ) 災害時に子どもの安全を確保し、予想される危険や避難方法等について適切な指示・指導ができるよう教職員の校園内の防災組織や夜間・休日等の参集体制を決めておく。



学校災害対策本部の組織及び班設置例



小中学校の位置づけ…小中学校は、児童・生徒の安全と教育の再開に努めることを基本とするが、 災害初動期においては、教職員は可能な範囲で避難所運営に協力する。

【平成25年度災害時避難所運営マニュアルから(和泉市災害対策本部)】

- 注1 上記の例においては、各班に所属する教職員は、担当者が不在の場合、他の班の業務を担う こともある。さらに、被害の程度、不在教職員の数、災害発生後の時間の経過等によっては、 より広範囲の業務を担う可能性があることを予め認識しておくことが必要である。
- 注2 これらの班は、上下・並列関係にあるのではなく、それぞれが互いに関連しあっていること に留意する必要がある。

## 学校災害対策本部の教職員の役割

組織	主な役割
本部長	校園長
総括班	校園長、教頭及び班長(または代理者)を中心とした教職員で構成。
	各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、災害
	対策担当部局、教育委員会等との連絡にあたる。
	また、被害の状況等に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策の
	決定等、子ども・教職員の安全確保や避難所の運営のために必要とな
	る業務に関し各班との連絡調整を行う。
安否確認・避難	地震の揺れが収まった直後、活動を開始し、子ども・教職員の安否
誘導班	確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、安全点検・
	消火班の報告も含め、避難の必要性を本部長が判断し、避難誘導を行
	う。
	また、クラス全員の安否を確認し、総括班に報告する。
	さらに、在校中以外の時間帯に発災した場合は、教育活動・授業の
	再開に向けて、子ども・教職員の家族の被災状況及びその安否を早急
	に確認する。この班は発災後速やかに行動を開始する必要があるが、
	特に救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する必要があ
	<b>ప</b> 。
安全点検・消火	校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認する
班	とともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。
	また、出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は、初期消
	火活動を行う。このほか、二次災害等の危険を防止するために必要な
	措置を講ずる。
	被害状況の点検・安全確認の情報については、安否確認・避難誘導
	班と共有する。
救護班	建物被害または備品等の転倒等に巻き込まれたものの救出・救命に
	あたる。
救急医療班	養護教諭及び救命・救急経験者等で組織。特に救護班、安否確認・
	避難誘導班とは緊密な連携をとり、負傷した子ども・教職員や近隣か
	ら校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて救護所や病
	院等の専門医療機関と連携をとる。
保護者連絡班	子どもの保護者への引渡しを安全・確実に実施する。その際、引き
	渡す相手が子どもの保護者またはその代理人(以下、「保護者等」と
	いう。) であることの確認と、どの教員が立ち会ったかの記録が必要
	である。
	また、学校と保護者とが情報を共有するため、各学校のホームペー
	ジやメールシステムなどを活用し、学校情報の発信にあたる。
応急復旧班	校内応急復旧に必要な機材、子どもへの食料、寝具等の調達、管理
	にあたる。特に応急教育を再開するに際し、子どもが教科書、学用品
	等を紛失した場合の対応にあたる。
42 ±2 ₹ 1 ± ±071 2¥212	「学校学の院巛体制の女字について(第二次起生)

【参考】文部科学省「学校等の防災体制の充実について(第二次報告)」

#### (2) 日頃から子どもへ指導しておくこと

- (ア) 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するため、 自ら危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、支援者としての視点から、安全で安 心な社会作りに貢献する意識を高めることを目的として、防災教育を行う。
- (イ) 計画的・定期的に防災訓練を実施し、子どもの避難行動及び緊急地震速報への対応行動、 教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。
- (ウ) 東日本大震災では、「想定にとらわれない、最善を尽くす、率先避難者となる」という避難の3 原則がいかされたことを参考に、子どもに対し将来にわたる防災意識の基礎を築くため、防災教育等を実施する。

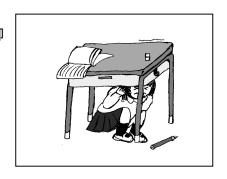
#### 地震発生を想定した日常の指導のポイント

地震発生時は、指導者の指示や緊急放送などをよく聞き、その指示に従うことが「自らの安全確保につながる」ことを十分指導しておく。

#### <場所ごとの指導のポイント>

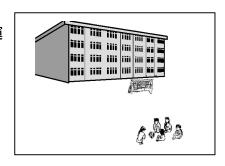
#### 1 教室内

近くの窓、壁の反対側に頭を向け、机の下にもぐって机の脚を両手でつかみ落下物などから身を守る。



#### 2 運動場、体育館

建物の中や近くでは、手やかばんなどで頭部を保護する。運動場などの屋外では、建物から離れて集まって座る。



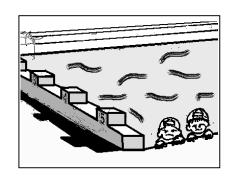
#### 3 実験室(理科室)・作業室

危険物から離れ、薬品や火気などに注意し、避難する。



#### 4 プール

入水中は、プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。



#### 5 廊下、階段

窓ガラス、蛍光灯の落下が想定される場所を避け、中央部で頭部を保護し、姿勢を低くする。

可能であれば、近くの教室の机の下にもぐる。



#### 6 トイレ

逃げ出せるように、ドアを開き、頭部を保護して揺れがお さまるまで動かずにいる。



#### 【参考】自宅でのポイント

「消防庁 地震防災マニュアル 震災対策

URL http://www.fdma.go.jp/bousai\_manual/occ/occurrence110.html

#### (3) 日頃から教職員が行っておくこと

- (ア)施設・設備については、消火器、防災行政無線、その他防災機器の確認・点検など日常の 安全管理に万全を期すとともに、地震発生時に避難経路が確保できるよう、備品等の設置 方法や場所等について安全対策を徹底する。
- (イ) 通学路の安全点検についても、保護者、地域と連携して実施する。

#### (4) 安全点検の実施

特に学校内については、毎月実施している安全点検を大地震発生も想定したものに見直すなどし、大地震発生にそなえた安全点検を行う。

## 学校でのチェックポイント例

備品・設備	該当箇所	点	<b>検ポイント</b>
ガラス、蛍光灯、	教室、廊下、階段、トイレ、		完全に固定されているか。
扇風機	昇降口、体育館等	•	割れて飛散していないか。
ロッカー、本棚等	教室、図書室等の特別教	•	固定金具は緩んでいないか。
	室、昇降口等	•	転倒、移動の危険はないか。
		•	上部に落下しやすいものを置いていないか。
ガラス器具、食器	理科室、家庭科室、調理室、	•	転倒、落下、破損の危険はないか。
類	実習室等	•	容器等を重ねておくことによって、危険な状態となっていな
			いか。
		•	棚など収納場所の扉は、簡単に開かないか。
薬品類、医薬品類	理科準備室、保健室、技術	•	棚など収納場所の扉は、簡単に開かないか。
	教室等	•	薬品同士の混合により発火する危険性がある場合は、別々に
			保管するなど、場所・保管方法が適切か。
		•	劇薬等の危険性の高い薬品等は、薬品庫に収納しているか。
テレビ、電子黒板、	教室、特別教室、コンピュ	•	転倒、落下、破損の危険はないか。
コンピュータ、エ	ータ室、職員室	•	移動しないように固定しているか。
アコン		•	固定金具や固定器具は緩んでいないか。
工作機械、工作用	技術室、実習室	•	転倒、落下、破損の危険はないか。
具		•	収納棚などが転倒することはないか。
ストーブ	教室、特別教室、職員室等	•	まわりに引火物はないか。
		•	安全装置は作動するか。
フェンス、サッカ	運動場等	•	転倒、移動することはないか。
ーゴール、鉄棒、		•	破損箇所はないか。
遊具等			

## 給食関係のチェックポイント例

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
給食室全体	厨房機器類	・ 転倒、落下、破損の危険はないか。
(休憩室含)		・棚などが転倒することはないか。
		・ 固定器具は緩んでいないか。
		・ 上部に落下しやすいものを置いていないか。
		・ 器具の扉は、簡単に開かないか。
		・破損箇所はないか。
	移動式ラック	・ 安全な場所に保管されているか。
		(盆用ラックは、重量があるので特に注意)
	器具類	・ 包丁等の刃物は安全な場所に保管されているか。
ガラス、蛍光灯、	調理室、休憩室	・ 割れて飛散していないか。
扇風機、エアコン		・ 完全に固定されているか。
配膳ルート	廊下	・ 掲示板などが固定されているか。
		・ 避難ルートに危険物落下のおそれがないか。
復旧手順の確認	ガス元栓、電気、水道、エア	・ 元栓の場所や復旧手順など、定期的に確認しているか。
	コン、厨房機器等	・機器のマニュアル等の確認を行っているか。

#### (5) 緊急連絡体制の確立

- (ア) 和泉市域で「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合の措置について、保護者に年度当初 に伝えておくこと。
- (イ) 和泉市域で「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合の措置について、学校購入物資納入業者 (八百屋・肉・鶏肉・豆腐・農家等)に年度当初に伝えておくこと。
- (ウ) 早朝・夜間・休日など教育課程外に発生することを想定して、子ども等の安否に関する学校への連絡について、事前に保護者と申し合わせておくこと。

#### 保護者に対しての周知内容

- 1 登校園前に和泉市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。
- 2 在校園中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、学校園は園児児童生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護する。
- 3 登下校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、各学校園の地理的条件等によって被災 状況が異なることが予想され、その対応については校園長が適切に定める。

給食は、「基本的に提供ができない」ことを想定しています。 (物資が納入されないことや、調理が行えないことが予想されるため)

以上のことを、(別紙)「震度5弱以上の地震発生時の措置について」を年度当初に配付し、保護者に周知しておく。(文科省マニュアルでは、子どもの保護者引渡し基準を『震度5弱以上』と例示) 引渡しカードについては、事前に作成し、年1回以上の更新をすることが望ましい。 引渡しカードの作成例



#### 学校購入物資納入業者に対しての周知内容

- 1 登校園前に和泉市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。
- 2 納入前に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、「学校園は園児児童生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護する」としているため、基本的に給食の 提供はない。
- 3 登下校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、各学校園の地理的条件等によって被災 状況が異なることが予想され、その対応については校園長が適切に定める。

## 【参考】気象庁震度階級関連解説表

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れを わずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを 感じる。眠っている人の中には、目を覚ま す人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わず かに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人も いる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく 揺れ、棚にある食器類は音を立 てる。座りの悪い置物が、倒れ ることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を 運転していて、揺れに気付く人 がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく 揺れ、棚にある食器類、書棚の本 が落ちることがある。座りの悪 い置物の大半が倒れる。固定し ていない家具が移動することが あり、不安定なものは倒れるこ とがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちる ことがある。電柱が揺れるのが わかる。道路に被害が生じるこ とがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くこと が難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが多くなる。テレビ が台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れること がある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動く	固定していない家具のほとんど が移動し、倒れるものが多くな る。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補強 されていないプロック塀のほと んどが崩れる。
7	ことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんど が移動したり倒れたりし、飛ぶ こともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物がさらに多くな る。補強されているプロック塀 も破損するものがある。

参考資料

和 教 指 第 1 3 1 6 号 平成 2 5 年 9 月 1 3 日

和 泉 市 立 各 幼 稚 園 長 様 和泉市立各小・中学校長 様

和泉市教育委員会教育長 藤原 明

震度5弱以上の地震発生時の措置について(通知)

非常変災等に対する園児・児童・生徒の安全確保については、かねてから配慮願っているところでありますが、標記の件について、今後は、下記により取り扱うこととしましたので、遺漏のないようお願いします。

また、別紙「保護者あてお知らせ文」を参考に保護者へ周知願います。

なお、今般、別添冊子「学校・園における地震(津波)対応マニュアル~地震(津波)から大切な命を守るために~」を作成しましたので併せて活用願います。

記

- 1 登校園前に和泉市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。再開については、 教育委員会が指示する。
- 2 在校園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校園は園児・児童・生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護する。
- 3 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、各学校園の地理的条件等によって、被災状況が異なることが予想され、その対応については校園長が適切に定める。
- 4 その他、詳細は「学校・園における地震(津波)対応マニュアル~地震(津波)から大切な命を守るために~」に沿って対応する。

<参考:学校教育法施行規則 第63条>

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。 (幼稚園・中学校・高等学校・支援学校は小学校に準じる)

【別添資料:小中学校用】 平成25年10月1日

保護者の皆様

震度5弱以上の地震発生時の措置について(お知らせ)

平素は、本校教育活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり学校対応を行いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

#### 1 在校中に発生した場合について

震度5弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。

お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、災害時引渡しカードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、学校で引き続き待機させます。

(給食は、調理が行えないこと等が予想されるため、基本的に提供できないことを想定しています。)

#### 2 登下校中に発生した場合について

登下校中に大きな地震が発生した場合は、学校では原則「自宅か学校か、いずれか近い方に避難する」よう指導しています。

すでに登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、「 1 在校中に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校まで迎えをお願いします。

#### 3 早朝など登校前に発生した場合について

午前0時以降に、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。

ただし、午前0時より前であっても、震度7等の大地震が発生した場合における被害状況等により臨時休業とすることがあります。

また、震度4以下であっても、安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願い します。

学校からの情報については、メール等で連絡させていただきますが、通信困難な場合も予想されます。まずは、安全確保を優先に判断をお願いします。

【別添資料:幼稚園用】 平成25年10月1日

保護者の皆様

和泉市立 幼稚園園長

震度5弱以上の地震発生時の措置について(お知らせ)

平素は、本園教育活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり園対応を行いますので、ご理解の程よろしくお願い いたします。

記

#### 1 在園中に発生した場合について

震度5弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。

お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、災害時引渡しカードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、幼稚園で引き続きお預かりします。

(昼食は、調理・配送が行われないこと等が予想されるため、基本的に提供できないことを想定しています。)

#### 2 早朝など登園前に発生した場合について

午前0時以降に、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。

ただし、午前0時より前であっても、震度7等の大地震が発生した場合における被害状況等により臨時休業とすることがあります。

また、震度4以下であっても、安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願い します。

幼稚園からの情報については、メール等で連絡させていただきますが、通信困難な場合も 予想されます。まずは、安全確保を優先に判断をお願いします。

## 2 地震が在校中に発生した場合

#### 緊急対応のポイント

#### <具体的事例>

3 時間目の授業中に震度 5 弱の強い地震が発生した。大きな揺れとともに、室内の備品等の移動が見られ、窓ガラスが割れるなどの被害があった。

(震度4以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	の農民でも状況によっては、必要に応管理職	教職員	子ども
地震発生	防災行政無線等で情報の収集・指示の準備	適切な指示・確認(A)を行う。	指示に従い、安全の確保
	校園長職員室		を行う。
	教頭避難場所		
	情報を校園長に集約する。校園長は、建物に		
	異常がない場合、職員室で指揮をとる。また、		
	必要に応じて首席や教務主任等を校園長の補		
	佐とする。		
揺れがおさまる	運動場等の避難場所への避難の指示をする。	適切な指示・確認(B)を行う。	担任や教科担任等の指
	・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、	出席簿を持ち出し、担任が点呼。	示に従い、速やかに避難
	必要に応じた措置を行う。	担任 学年主任 教頭 校園長	する。
		予め決められた学校防災体制に基	・その際には、
		づき、各教職員が対応する。	おさない
		確認できない者がいる場合は、余震	はしらない
		や建物の損壊状況を見て救護を行	しゃべらない
		う。【救護班】	もどらない
		教室内のガラス破損がある場合は、	を、大切にして避難す
		教室に戻さない。	る。
			・帽子、ハンカチ等を持
余震の有無	情報の収集に努め、二次避難実施の判断を行	子どもがパニックを起こさないよ	って避難する。
	う。	うに落ち着かせる。そのためには、	
	(例)	教職員が落ち着いて行動するよう	
	・余震が続く 運動場で待機	努める。	
	・揺れがおさまる 体育館等		
保護者の迎えの	和泉市域で、震度 5 弱以上である場合は、保護	引渡しカード(P.14)を準備し、	
対応	者の迎えがあるのでその準備の指示をする。	保護者等の迎えに備える。	
	可能であれば、保護者にメール等で迎えの要請	迎えのあった子ども及び保護者等	
	を行う。	の状況を把握しておく。	
*******	**************************************		
教育委員会への	教育委員会へ(別紙様式1により)報告する。	保護者等の迎えが、長時間ない場合	
│ 報告 │	その後の被害状況についても、教育委員会に報	は、避難場所での待機についても念	
	告する。	頭において対策を講じる。	
和泉市災害対策	教室を避難所として使用しなければならない		   学校から指示があるま
本部の設置	状況となった場合、避難所対応職員と協議す		で、登校しない。
十ついり以且	10人のことの 20人の 20人の 20人の 20人の 20人の 20人の 20人の 20人		C. ±1XU'&V 10
	<b>ల</b> ం		

#### 指示·確認内容 (A)

担任・授業担当者は、身を守るために次の指示を行う。

- ▶ 地震発生時、転倒・落下の恐れのある物や窓から離れ、机の下に入り、机の脚をしっかり 持つこと。
- 机がないなど身体を保護するところがない場合は、本・衣服・かばん等や手で頭を保護し、 姿勢を低くすること。
- ガラスの割れによる被害を少なくするために、窓と反対側に頭を向けること。

子どもの不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。

二次災害 (火災等)の防止に努める。

#### 指示·確認内容 (B)

#### 学習場所や避難時における対応

- ▶ ガラスの破損による負傷が想定されるので、窓ガラスの側には近づかない、割れたガラスには触れないよう指示する。
- ▶ 子どもの負傷の有無や程度を確認し、負傷者の対応にあたる。
- ▶ 応援が必要な場合は、笛や大きな声で応援を要請する(子どもだけにしない)。
- ▶ 周囲の状況、避難経路の安全を確認しながら、屋外の避難場所(運動場の中央部等)に子どもを避難させる。その際、落下物から頭を保護するためのかばんを持たせるようにする。また、火災発生時には煙を吸い込まないようにハンカチ等を使用させる。
- 避難に際しては「お・は・し・も(おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない)」を徹底させる。
- ▶ 避難場所では、クラス単位で集合させ、負傷の有無を確認し、人員点呼を行い、結果を報告する。(担任 学年主任 教頭 校園長)

#### 避難場所での対応

- ▶ 不明者がいる場合は、発見に全力を尽くす。
- 負傷者がいる場合は、教職員相互で連携し、救急車の派遣要請を行うとともに、保護者へ連絡するなどの措置を行う。
- 余震の可能性が高いことから、できる限り屋内での避難は避ける。その後、余震等の状況 も見ながら、避難場所を比較的安全性の高い屋内(体育館等)に移動させ、保護者等の迎 えに備える。
- → 子どもを迎えに来た保護者等には、引き取り記録を残しておく。

(災害時引渡しカード[P.15]など)

#### 校園長及び職員室等にいる教職員の役割

校園長は、職員室等にいる教職員に対し、次の指示を行う。

- 防災行政無線やテレビ・ラジオ等により、地域の被害状況等を確認する。
- ▶ 避難場所での指揮を執る。
- → 子どもが避難している避難場所と職員室(校園長)との連絡を密にする。
- 子どもに負傷がないか等の確認のため、見回りする。
- ▶ 負傷者がいる場合は、必要に応じて救急車の派遣を依頼する。(消防署が要請に応じられない場合も想定しておく)
- ▶ 担任及び養護教諭が負傷した場合を想定し、持病がある子どもの病状や薬等の情報を共有しておく。

#### 障がいのある子どもへの対応

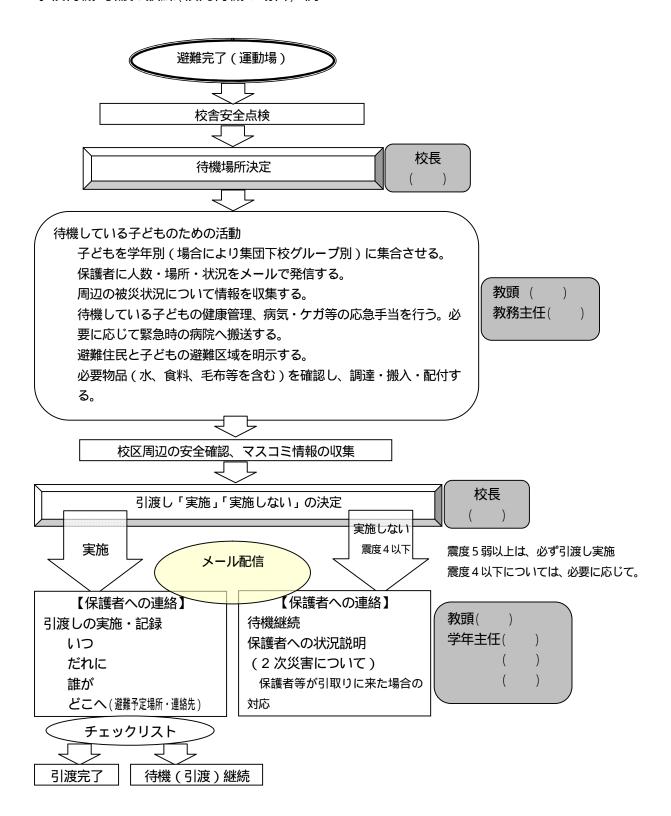
非常災害時には、全員が学校園の緊急避難等の対応に従うことが大切となる。障がいのある子どもが安全に避難することができるよう、個々の障がいの状況を全教職員が共通理解しておくことが大切である。また、障がいの特性から、異常な状況であるという判断がとっさにできにくいことも想定されることから、日頃から十分な訓練が必要となる。さらに、緊急時の対応について保護者と事前に相談しておく必要がある。

なお、車いすを利用している場合など、複数の教職員が対応しなければならない場合は、事前に 緊急時の学校体制を確立しておく。

#### 緊急時の「引渡しカード」の作成例 災害時 引渡しカード(例) 和泉市立〇〇小学校 番 年 組 児童氏名 年 氏名 組 本校に 在籍する 年 氏名 兄弟姉妹 年 組 氏名 災害時、学校待機の場合、迎えに来ていただける方を記入してください。 ※引渡し後の確実な安否情報確保の観点から、基本的には保護者への引渡しが望ましいです。 ※保護者以外の場合、お子さんが顔を見て確実にわかる方の記入をお願いします。 引取り者 続柄 連絡先 雷話番号 1 2 3 引渡し時確認欄 引渡し教職員等 引渡し日時 避難予定場所 AM-PM[ 1 備考(引渡し時の児童の体調等) ①記入年月日 ⇒成 苚 盲 车 ②最終確認年月日 平成 盲 ③最終確認年月日 平成 百 ④最終確認年月日 日 ⑤最終確認年月日 平成 百 ⑥最終確認年月日

上記のほか、一覧表の作成も検討する。 年 1 回以上の更新が望ましい。

#### 学校待機・引渡し訓練(校内待機の場合):例



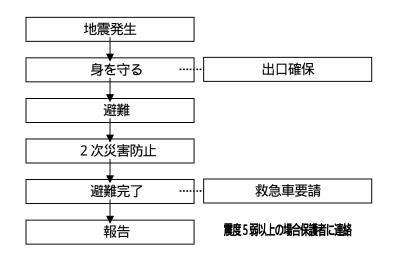
スムーズな引渡し方法(引渡し場所・引渡し時の人の流れ等)についても日頃から想定しておく。

#### (参考資料)「学童保育」の開室中に震度5弱以上の地震が発生した場合

#### 地震発生時

平日の	学校が臨時休校及び早退となる場合	
学校開業日	仲よしクラブ開設中に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	
土曜日・	前日の閉会(午後5時もしくは午後5時30分)から午前9時までの間に和泉	臨時
長期休業日	市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	休会
等で学校が	午前9時以降仲よしクラブ開設中に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生	
休みのとき	した場合	

震度4以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置を行う



地震発生時は、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に低い姿勢で身を守らせる。屋内にあっては、近くにかばんなど頭部を守れるものがあれば頭部を守らせる。出口を確保する。 (日頃から、地震発生時の避難行動について、身を守る場所などを児童と一緒に話し合っておく。)

揺れがおさまったら、屋外にあっては、運動場に避難し、室内に戻らせない。屋内にあっては、帽子 着用・靴を履かせて児童を避難させる。

児童出席簿により児童全員の避難を確認後、電気を消す(火気を立ち、ガスの元栓を締める)などして2次災害の防止に努め、緊急連絡カードを携帯し運動場へ避難する。

児童の人数点呼を行い、児童全員の無事を確認する。 けが人がおれば、119番通報し、救急車要請。

留守家庭児童会主事に連絡し、指示を仰ぐとともに、生涯学習課へ連絡する。

震度5弱以上の場合、活動を打ち切り保護者等の迎えがあるまで待機させる。

## 3 地震が登下校中に発生した場合

#### 緊急対応のポイント

#### <具体的事例>

登校中に震度 5 弱以上の地震が発生した。地域では、一部の建物が損壊したが、道路の使用は可能であった。

(下校中も同様の対応を行う。 震度 4 未満でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる)

全教職員が出勤しておらず、子どもの状況がより把握しにくい登校(園)中の発生を想定

状況	おらず、子どもの状況がより把握  管理職	教職員	子ども
-		***************************************	_
地震発生	防災行政無線等で情報の収集・指示の	学校施設に異常がないか	•
	準備 	確認する。	震に対する行動について
	情報を校園長に集約する。校園長は、建物に思学がない場合。際品家で	フレナの空会を変化する	理解しておく。(ただし、
	は、建物に異常がない場合、職員室で		
	指揮を執る。教頭は、情報収集を行う	とともに、出席者のリス	
	とともに関係機関等に連絡をする。ま	トを作成する。	内容(C)を考慮してお
	た、必要に応じて首席、教務主任等を	場合により、通学路の確	<)
	校園長補佐とする。   ************************************	認に向かう。	
	教職員の出勤状況により、柔軟な対応	フリウリンム1 光社時 <b>(</b> ()	クラス毎に整列し、指導
	を行う。	予め定められた学校防災	者の指示に従う。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	体制に基づき対応する。	
	を決定する。余震が想定されるた	フバナがパー・・クナコー	
	め、可能な限り屋外を避難場所と	子どもがパニックを起こ	
	する。	さないように落ち着かせ	
	・ 負傷者がいる場合は、消防署に連	る。そのためには、教職	
	絡するなど必要に応じた措置を	員が落ち着いて行動する	
	行う。 	よう努める。	
保護者の迎えの対応	   可能であれば、保護者にメール等で迎	引渡しカードを準備し、	
	えの要請を行う。ただし通信状況が悪	保護者等の迎えに備え	
	くなること等、指示・確認内容(D)	る。	
	を考慮しておく。		
	   引渡しカードを用意するなど保護者		
	等の迎えの準備を行う。		
   教育委員会への報告	   教育委員会へ(別紙様式1により)報	保護者等の迎えが、長時	
	-   告する。その後の被害状況について	間ない場合は、避難場所	
	   も、教育委員会に報告する。	での待機についても念頭	
		におき、対策を講じる。	
安否の確認	│ │子どもたち全員の安否確認を組織的	登校してこなかった子ど	
	   に行うための方策を練る。( きょうだ	もの安否確認を組織的に	
	いや近隣関係を考慮に入れる。)	行う。	
和泉市災害対策本部設置	   教室を避難所として使用しなければ		学校から指示があるまで
	   ならない状況となった場合、避難所担		登校しない。
	当職員と協議する。		
1	I		

#### 指示·確認内容 (C)

登下校中に大地震が発生したときは、子どもは一切の情報を入手できないと言ってよい。 そのような中、学校へ登校するか、自宅へ帰るかは子どもにとっても判断の難しいところである。本マニュアルでは、大地震発生時に自宅か学校か、いずれか近い方に避難することを原則としている。しかし、保護者も出勤等で、自宅が不在状態である場合などは、学校への避難が安全であると想定される。

また、津波影響エリアにある学校では、大津波警報が発表された場合には、防災行政無線屋外スピーカーやモーターサイレンによって津波避難指示の情報が伝達される。そのような場合には、高い場所に向かって避難し、決して海や川に向かって避難しないことや、予め通学路に面する、または通学路付近にある中高層建築物を避難場所として想定しておくことを指導しておく。

大地震発生の対応について、日頃から子どもと保護者が話し合い、避難場所を決めておくことが大切であることを周知しておく必要がある。

#### 指示·確認内容 (D)

大地震が発生した場合、基地局やアンテナが壊れて使えなくなったり、多くの人が一度に通信機器を使用したりすることにより、電話やメールがつながりにくくなる。

一般的に大地震発生時には通信機器は使用できないことが多いことを想定しておく必要がある。

そのような中で、子どもの安否確認を速やかに行うためには、きょうだい関係を把握していたり、地区ごとに担当教職員を分担したりするなど、安否確認を組織的に行うための準備が必要である。

## 4 震度 6 弱以上の地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合

#### 緊急対応のポイント

#### <具体的事例>

午前2時に震度6弱以上の地震が発生した。地域では、一部の建物が損壊していたが、道路の使用は可能であった。

(震度5強以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生(夜間)	情報の収集	情報の収集	
	和泉市域に震度6弱以上の地震が	和泉市域に震度6弱以上	
	発生していた場合、速やかに学校に	の地震が発生していた場	
	向かう。指示・確認内容(E)	合、速やかに学校に向か	
		う。	
教育委員会への報告	建物や周辺の被害状況確認のため	予め定められた学校防災	
	の指示を行う。	体制に基づき対応する。	
	被害状況等を教育委員会へ(別紙様		
	式 1 により )報告する。その後の被		
	害状況についても、教育委員会に報		
	告する。		
和泉市災害対策本部	子どもたち全員の安否確認を組織		
の設置	的に行うための方策を練る。(きょ		
	うだいや近隣関係を考慮に入れ		
	<b>న</b> 。)		
	教室を避難所として使用しなけれ		
	ばならない状況となった場合、避難		学校から指示があるまで
	所対応職員と協議する。		登校しない。

#### 指示·確認内容 (E)

和泉市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、校園長は参集した教職員に指示をし、学校災害対策本部を設置する。その際、通信が可能であれば、教職員の緊急連絡網等により、教職員の被災状況や出勤の可否について把握する。ただし、教職員の参集に時間を要し、一部の教職員による対応とならざるを得ない状況が想定されることも考慮しておく。

また、震度5強以下の地震が発生した場合でも、教職員の参集が必要と教育委員会が判断したときは、校園長へ携帯メールで連絡があるので、管理職は学校に急行するとともに、必要に応じて、学校で予め定めた参集体制をとる。

## 5 津波を想定した避難について

和泉市では、津波影響エリアに含まれている地域はありません( 1 )。しかし、学校教育活動の中でさまざまな地域へ出かけることもあります。

津波影響エリア内へ校外学習等で出かける場合においては、津波発生も想定した避難について検討しておくこと。

また、学校への連絡手段を確認しておくこと。

なお、子どもへの指導も校外学習に限らず、事前に行っておくこと。(津波発生時の避難の仕方や警報音を聞かせておく等)

## 津波警報・注意報の種類

		発表される津	波の高さ	想定される被害と
種	発表基準	数値での発表	巨大地震	取るべき行動
類	元代坐平	(津波の高さ予	の場合の	
		想の区分)	発表	
		10m超		木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
		(10m < 予想高		沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全な場所へ避
大津	予想される津波の高	ਣੇ)		高古で近難 こかなこ女主な場所へ近 難。
波	さが高いところで3m	10m	巨大	
警	を超える場合。	(5m < 予想高		
報		さ 10m)		
		5 m		
		(3m < 予想高		
		さ 5m)		
				標高の低いところでは津波が襲い、浸水
津	予想される津波の高	3 m		被害が発生する。人は津波による流れ
波	さが高いところで1m		高い	に巻き込まれる。
警	を超え、3m以下の	(1m < 予想高	1=UV 1	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに
報	場合。	さ 3m)		高台や避難ビルなど安全な場所へ避
		2 3,		難。
津	予想される津波の高	_		海の中では人は速い流れに巻き込ま
波	さが高いところで0.	1 m	, <del></del> +	れ、また、養殖いかだが流失し小型船舶
注	2m以上、1m以下の		(表記しな	が転覆する。
意	場合であって、津波	(0.2m 予想高	(I)	海の中にいる人はただちに海から上が
報	による災害のおそれ	さ 1m)		って、海岸から離れる。
	がある場合。	<u> </u>		

気象庁 HP より

ただし、第3回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(h25.8.8)において、葛の葉町3丁目の一部約2haが高さ0.5m~1m程度の津波浸水想定エリアと発表されました。

## 6 被害状況の報告及び教職員の動員計画

#### (1) 被災状況を教育委員会に報告

和泉市域で震度 4 以上を観測した場合には、被害の程度にかかわらず、別紙様式 1 「被害状況 等報告書 1」の内容について次の使用優先順位に基づいて、教育委員会へ状況を報告すること。

教育委員会、市災害対策本部への連絡方法

使用	連絡方法	被災状況	報告手順
優先			
順位			
1	メールによる	メールの送受信が	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」に
	報告	可能な場合	入力し、メールで送信すること。地震発生後、
			速やかに第一報を報告する。(その時点で判明
			している内容で可)
			送信先:指導室
			sidou@city.osaka-izumi.lg.jp
2	ファックス	メールが使用でき	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」に
		ず、電話回線に被害	より、指定された教育委員会のファックスに送
		がなく、ファックス	信する。(Fax:0725 43 5220)
		可能な場合	地震発生後、速やかに第一報を報告する。
			(その時点で判明している内容で可)
3	電話連絡	メールが使用でき	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」の
		ず、電話回線に被害	項目内容を教育委員会指導室または教育総務
		がなく、停電等でフ	課に電話で報告する。学校には停電時にも通話
		ァックス不可能な	できる電話がある。
		場合	指導室:0725 99 8159(指導担当直通)
			0725 99 8160(人権教育担当
			直通)
			教育総務課 0725 99 8158(直通)
4	防災行政無線	電話回線が使用で	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」に
	その他	きない場合	記入し、デジタル個別受信機から教育委員会の
			指示を待ち、防災行政無線により、本庁の内線
			電話を呼び出し報告する。

第一報後の再報告については、教育委員会から指示があったときに行うこと。 防災行政無線の取扱いについては、平成 25 年 3 月に市危機管理担当から配付された「簡易説明書」を参照のこと。日頃から操作手順の確認と機器の整備等を行うこと。

#### (2) 教職員の動員計画

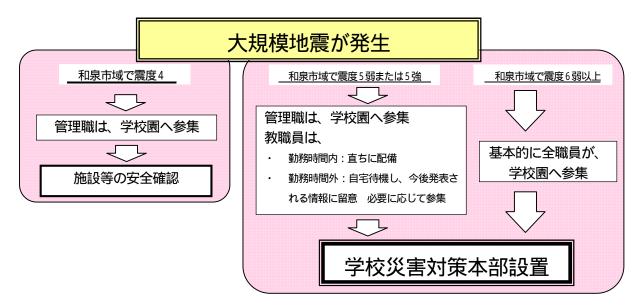
各学校は、市の災害応急対策の参集体制に合わせて、下表のとおり、教職員の参集体制を定める。

#### 災害対策参集計画

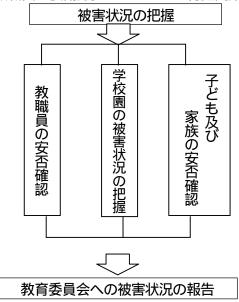
※宝の程度		学校動員
災害の程度	校園長·教頭	教職員
和泉市域で 震 <b>度 4</b> を 観測したとき		勤務時間内: 直ちに配備につく 勤務時間外: 自宅で待機し、今後発表される情報に留意する 必要に応じて参集し、学校で予め定めた配備につく 出 張中: 学校からの指示があるまでは、予定通り
和泉市域で 震度 5 弱 または 5 強を 観測したとき	直ちに 学校園へ 参集	勤務時間内: 直ちに配備につく 勤務時間外: 自宅に待機し、今後発表される情報に留意する 必要に応じて参集し、学校で予め定めた配備につく 出 張中: 直ちに帰校し、配備につく
和泉市域で 震度 6 弱以上を 観測したとき		勤務時間内: 直ちに配備につく 勤務時間外: 教職員自身と家族等の安全を 確保の上、直ちに出勤し配備 につく 出張中: 直ちに帰校し、配備につく

#### 市の動き

和泉市域で、震度4を観測したとき、災害警戒本部を設置。警戒配備。 和泉市域で、震度5弱以上を観測したとき、災害対策本部を設置。全員配備



#### 教職員が役割分担にしたがって行動開始



#### 具体的な対応

- ・ 地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集
- ・ 安全確認、危険箇所への立入禁止
- 校区の被害、危険箇所等の情報の収集
- 教育委員会への被害状況の報告
- ・ 外部との対応
- ・ 必要な場合、指定避難所及び避難者への支援

#### 【危険箇所の判断について】

建物の危険判定は専門家に任せなければならないが、地震発生直後については、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立ち入り禁止の判断や指示は、原則として校園長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかを 速やかに発見できるようにしておく。

大地震発生時は、特に建築構造上の問題が重要視され、柱・梁・壁の破損状況を確認する。

#### 鉄筋コンクリート

柱・梁…鉄筋が見える、深い亀裂

壁......大きく深い 亀裂、X 字形の 亀裂

#### 未浩

柱・梁…傾く、結合部が外れる

#### 鉄骨造り

柱・梁…折れる、ねじ曲がる、結合部が壊れる、膨らむ

壁.......破損があっても構造体である柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

## 7 学校園再開に向けての対応

校園長は、学校園施設・設備の被害状況や教職員・子どもの被災状況、交通機関の復旧状況、通 学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら教育活動の再開に向けて次の取組みを進める。

また、被災した子どもの心のケアにも十分配慮した対応に努める。

よに、彼災し	た子ともの心のケアにも十分配慮した対心に努める。					
事象等	具体的な対策等	教委及び市対策本部				
1 教育委員	・・施設、設備の安全性の確保	教委総務課				
会、市の災害	・ ライフラインの確保 市対策本部・教委総務課					
対策本部等と	・ 仮設トイレ設置 市対策本部・教委総務課					
の協議調整	・ 学校施設の開放状況との調整 市対策本部					
	・ 学習場所の確保(近隣施設の借用・仮設教室の設営	教委総務課				
	等)					
	・ 授業実施形態の相談 ( 1)	指導室 指導担当 G				
	・ 通学路の安全確保	指導室 指導担当 G				
	・ 子どもの心のケア	指導室 指導担当 G				
	・ 教職員の心のケア	指導室 教職員担当 G				
	・教職員の確保	指導室 教職員担当 G				
	・教科書、学用品等の確保	指導室 学事 G				
	・ 被災した子どもの転出入等についての規定の弾力	指導室 学事 G				
	的運用方法					
	・ 代替給食や給食再開時期・方法	教委総務課				
	・ 衛生管理状況の確認	教委総務課				
2 子どもの	・ 子どもとその家族の被災状況	指導室 指導担当 G				
被害調査の実		人権教育担当 G				
施(家庭訪問	・ 教科書・学用品等の必要数	指導室 学事 G				
や臨時登校等	・ 被災した子どもの避難先等の把握	指導室 指導担当 G				
による)		人権教育担当 G				
	・転校の実施	指導室 学事 G				
3 教育委員	別紙様式 2 (P.28) で報告を行う。					
会への報告						
4 継続的な	・ 被災した子どもへの就学援助	指導室 学事 G				
教育委員会等	・ 被災した子どもの各学年の教育課程の修了及び卒	指導室 指導担当 G				
との協議調整	業認定					
	・ 生徒の高等学校入学者選抜等における配慮等	指導室 人権教育担当 G				
	工作的同分子(人) 自然特色(3) / 6 的思考	HAT VIEWHILL				

1 場合によっては「応急教育(授業形態:二部授業・分散授業)」を実施することも検討する。

#### 【応急教育について】

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減など様々な制約条件を克服しながら、学校再開にこぎつけたが、当初は短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を使用しての間借り授業などが行われた。

そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した子どもにとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、心のケアの上からも重要な意味をもっていたと言える。

(兵庫県教育委員会)「学校防災マニュアル(改訂版)第2章 地震発生時の危機管理P32」から

#### 学校給食再開に向けて

学校給食再開への検討を行う。

- ▶ 給食施設・調理員の状況
- ▶ ライフラインの状況
- 食材確保の見通し
- ▶ 献立

学校・行政との連携が必要となる。

学校給食の早期再開の観点から、原則として一般の立ち入りを禁止。

- 1. 災害発生後、数日を経て避難所運営が軌道に乗り始めると、学校再開と平行して学校給食再開への計画を立案する
- 2. 給食室・ライフラインの復興状況を把握し、再開の目処をつける。
  - ▶ 食材の確保を検討する。(炊き出しと平行した、長期的な食糧確保の確認)
  - ▶ 献立を検討(完全給食・簡易給食・弁当給食)する。

#### 非常時における食事とは

- 生命の維持が保障されることが、必要となる。
- ▶ 食事が継続して提供される事が肉体面、精神面の健康にとって不可欠となる。
- あたたかい食べ物を提供することで、ホッとするメッセージが伝わり、心のケアにもつながっていく。
- ▶ 避難生活が長引くと栄養の偏りや、心の健康への影響が心配される。
- ⇒ 学校給食の早期再開を果たすことは、子どもたちにとって精神的にも肉体的にも大きな役割を果たすことを考慮する。
- 災害発生からの経過時間によって支援の内容が変わるので臨機応変に対応する。
- ▶ 食物アレルギー等で食事に配慮を要する人への対応について、注意を行う。

#### 災害発生時からの食支援(例)

備蓄倉庫などの非常食を提供する。



市からの救援物資が届き配給する。



府や国からの救援物資が届き配給する。 ボランティアなどの炊き出しが始まる。



状況確認をし、学校給食を再開する。

## 教育委員会への報告(地震発生直後から当面の間 使用)

- ・ この報告書は、地震発生時から複数回使用します。できるだけ早い段階で、使用優先順位(2 2ページ)にしたがって報告すること。記入時点で把握した状況で可とします。
- ・ 次の様式「被害状況等報告書 1」に記入し、教育委員会指導室へ報告すること

FAX番号 0725 43 5220

#### (別紙様式1)

#### 被害状況等報告書 1

和泉市立【	】学校・園

記入日時 月 日( ) AM・PM 時 分記入者 [ ] 〕

項目 報告内容 備考   1 人的被害 死者数 子ども 人 教職員 人 人 不明者数・ 未確認者数 教職員 人 人 未確認者数 教職員 人 人 人 大確認者数 人 人 教職員 人 人 人 人 大確認者数 人 人 人 人 教職員 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	
教職員 人   負傷者数 子ども 人   教職員 人   不明者数・ 未確認者数 子ども 人   教職員 人   2 建物被害 無	
負傷者数 子ども 人   教職員 人   不明者数・ 未確認者数 子ども 人   2 建物被害 無	
教職員 人   不明者数・ 末確認者数 子ども 教職員 人   2 建物被害 無	
不明者数・ 未確認者数 子ども 教職員 人   2 建物被害 無	
未確認者数 教職員 人   2 建物被害 無	
2 建物被害 無	
(体育館を除く) 有(場所・被害状況・程度等を記入)	
l l	
3 体育館の被害状況 無	
4 校内在留中の子どもの数	歳児と書きか
(保護者等の迎えがない数)	
年 人· 年 人	
合計人	
5 ライフライン等の状況 電気 異常なし・不通	
水道 異常なし・不通	
ガス 異常なし・不通	
電話 異常なし・不通	
FAX 異常なし・不通	
6 火災発生状況 校内の火災発生 無・有	
子どもの下校等に影響する火災発生	
無・有	
7 通学路の状況 子どもの登下校への影響 校区の建物 マンディ マンディ マンディ マンディ マンディ マンディ マンディ マンディ	の被害状況等
,	判断

## 教育委員会への報告(授業再開に向けての対応時に使用)

次の様式「被害状況等報告書 2」に記入し、教育委員会指導室へ使用優先順位(22ページ)に したがって報告すること。 FAX 番号 0725 43 5220 (別紙様式 2)

#### 被害状況等報告書2

				和泉市立【			】学校・園
記入日時 記入者	月 〔	日(	)	AM·PM	時	分	

#### 記入時点における状況

	項目	設問	設問内容に該当する場合のみ記入			
1	施設・設備の安全	不安視される施設・設備				
	性の確保					
2	ライフラインの確	電気・水道・ガスで不通と				
	保	なっているもの				
3	学習場所の確保	学校園以外の施設で借用				
		や仮設教室の設営				
4	授業実施形態	通常の授業以外の形態で				
		実施				
5	通学路の安全確保	危険箇所がある				
6	子どもの心のケア	特別な措置をする				
7	教職員の心のケア	特別な措置をする				
8	教職員の確保	補充したり、特別な体制を				
		組む				
9	教科書、学用品等	教科書を失い、補填が必要	(該当する場合、学年別人数を記入)			
	の確保	な子どもがいる				
10	被災した子どもの	特別な措置での転出・転入				
	転出入の状況	者がいる				
11	衛生管理状況	衛生管理上不安視される				
		場所				
12	被災した子どもの	被災した子どもの就学援				
	就学援助	助を実施				
	その他、報告事項					

#### 避難所開設にあたって

「和泉市災害時避難所運営マニュアル」では、「小中学校は児童、生徒の安全と教育の再開に努めることを基本としますが、災害初動期においては、教職員は可能な範囲で避難所運営に協力する。」とされており、その上で、避難所の施設管理者として、次のような役割を担う。

#### 協力内容の例

- ・ 避難所として活用することができる場所、できない場所の指示
- ・ 門や体育館、教室等の鍵の解除
- ・ 児童・生徒、保護者を含む避難者の誘導
- ・ 資材の貸し出し(机、椅子、コピー機、ファックス、紙、ガムテープ、テント、カラーコーン など)への対応

#### 避難所対応職員と予め協議しておく内容

避難所として利用する範囲、立ち入り禁止範囲の設定について

- ・ 校長室、職員室、事務室、給食室は、学校教育の早期再開の観点から避難者の利用スペースとして使用しない。また、家庭科調理室・理科室等の特別教室、放送室、パソコンルームについても、原則として一般避難者の立ち入りを禁止する。
- 保健室は、救護所としての活用が考えられる。
- ・ 早期に学校再開が求められることから、体育館を避難所に当てることを基本とするが、大規模 災害時には、第2次、第3次の利用範囲として教室使用を考えておく必要がある。 避難所運営、救援活動、避難生活等のために必要なスペースの設定について
- ・ 避難者や外来者の動線を考え、体育館入口付近に避難所の管理・運営のための受付場所、事務 室、広報場所等のスペースを設定
- ・ 応急の医療活動を行う救護所(保健室)や、要援護者のためのスペース、プライバシーに配慮 した女性用更衣室(兼授乳室)、相談室等の設定
- 救援物資等の保管・配付場所の設定
- ・ 屋外避難者や救援物資等の動線を考え、特設公衆電話の設置場所や仮設トイレ、ゴミ集積場、 物資等の荷降ろし場等の設定

#### <参考資料>

学校防災マニュアル(改訂版) 平成18年3月 兵庫県教育委員会 学校等の防災体制の充実について 平成7年11月(第一次報告) 文部科学省 平成8月9月(第二次報告)

東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議(中間とりまとめ) 気象庁 HP 消防庁 HP

## Q & A

- Q1. 震度5弱以上の地震が、何時に発生したときに、臨時休業になるのですか。
- A1.午前0時以降に起こったときです。
- Q 2 .午前 0 時以前に震度 5 弱以上の地震が発生したときは、翌日臨時休業とはならないのですか。
- A 2 . 臨時休業となりませんが、震度及び被害状況(学校施設や登下校ルート等)が大きい場合、 校園長が臨時休業とすることができます。基本的には、和泉市教育委員会と各校園長との協 議により、措置を決定し、FAX 等により各校園へ通知します。臨時休業となる場合、保護 者への周知については、メールシステム、学校 HP 等で連絡することになりますが、状況に より、それらの通信手段が使用できないことも考えられます。その場合、保護者の判断によ り自宅待機の措置をとるなど、園児・児童・生徒の安全確保に努めるよう保護者への事前の 周知をお願いいたします。
- Q3. 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合、必ず引渡しを行うのですか。
- A3.はい。和泉市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、保護者迎え・引渡しを行います。 引渡しがスムーズに行われるよう、引渡し場所や引渡し時の人の流れなども想定しておかな ければなりません。また、保護者の協力のもと、園児・児童・生徒の引渡しをともなった避 難訓練を行うことも有効です。
- Q4.引渡しは、保護者に限りますか。
- A 4 .引渡し後の確実な安否情報確保の観点から、できるかぎり保護者が望ましいと考えています。 ただし、災害時引渡しカードに記載されている方であれば、保護者に限りません。
- Q5.引渡しの対応が決定したときに、保護者の迎えがない場合、園児・児童・生徒は待機させる のですか。
- A5.はい。安全確保ができる場所で、保護者の迎えがあるまで、学校園に待機させてください。